

横浜国際港都建設審議会

第 1 回 総 会

平成 17 年 6 月 21 日 15 時から 16 時まで
会 場 : ホテル横浜ガーデン 4 階

次 第

- 1 開 会
- 2 会長選出等
- 3 挨拶・諮問 横浜市長 中田 宏
- 4 議 事
(1) 長期ビジョンの策定について
(2) 今後の審議の進め方
(3) 総会の開催日時
- 5 閉 会

※ 添付資料
(別冊 資料集)

横浜国際港都建設審議会

＜第1回総会資料＞

- 資料 1 委員名簿（五十音順）
- 資料 2 横浜国際港都建設審議会条例
- 資料 3 横浜国際港都建設審議会規則
- 資料 4 横浜国際港都建設審議会の運営について
- 資料 5 諮問書（写）
- 資料 6 長期ビジョン策定の考え方（概要） ※冊子は別添
- 資料 7 横浜市基本構想（昭和 48 年議決）
- 資料 8 横浜市基本構想（昭和 48 年議決）の振り返り
- 資料 9 横浜国際港都建設審議会の審議の進め方
- 資料 10 横浜市国際港都建設審議会（部会）における審議分担
- 資料 11 審議スケジュール
- 資料 12 総会日程について

平成 17 年 6 月 21 日

横浜国際港都建設審議会委員名簿

(五十音順・敬称略)

氏名	職等
明石 康	元国連事務次長
跡田 直澄	慶應義塾大学教授
飯沢 清人	横浜市会経済港湾委員会委員長
伊東 満	横浜市町内会連合会会長
伊波 洋之助	横浜市会議長
今井 三男	横浜市医師会会長
内海 麻利	駒澤大学助教授
岡部 明子	千葉大学助教授
小川 智也	公募市民
奥山 千鶴子	NPO法人びーのびーの理事長
尾崎 有紀子	(有)コミュニティリサーチ取締役社長
小幡 正雄	横浜市会副議長
加納 重雄	横浜市会道路消防委員会委員長
黒川 澄夫	横浜市会都市経営総務財政委員会委員長
黒川 勝	横浜青年会議所理事長
小玉 亮子	横浜市立大学準教授
小林 重敬	横浜国立大学大学院教授
小林 由美子	公募市民
齋藤 史郎	横浜市社会福祉協議会会長
志村 善一	横浜農業協同組合代表理事組合長
高梨 晃嘉	横浜市会福祉衛生病院経営委員会委員長
高梨 昌芳	横浜商工会議所会頭
千葉 信行	神奈川新聞社常務取締役
辻 琢也	一橋大学大学院教授
寺澤 松道	横浜市身体障害者団体連合会副理事長
トロイ チャールズ ファウラー	公募市民
萩原 なつ子	武蔵工業大学助教授
長谷川 まや	公募市民
樋口 美雄	慶應義塾大学教授
福田 幸男	横浜国立大学教授
藤井 紀代子	横浜市女性協会理事長
ベルナディア イラワティ チャンドラデウィ	シティネット(アジア太平洋都市間協力ネットワーク)事務局事業課長
堀口 真寿	公募市民
森 敏明	横浜市会まちづくり調整都市整備委員会委員長
山田 陸子	公募市民
横山 栄一	横浜市会水道交通委員会委員長
横山 正人	横浜市会環境創造資源循環委員会委員長
吉川 知恵子	弁護士
吉村 恭二	横浜市国際交流協会理事長
米内 顕二	日本労働組合総連合会神奈川県連合会横浜地域連合議長
和田 卓生	横浜市会市民教育委員会委員長



○ 横浜国際港都建設審議会条例

(設置及び所掌事務)

- 第 1 条 横浜国際港都建設法(昭和 25 年法律第 248 号)第 2 条に規定する横浜国際港都建設計画(以下「建設計画」という。)並びにこれにふさわしい都市文化及び都市福祉等に関する計画(以下「福祉計画」という。)の策定に関する重要事項を調査審議するため、市長の諮問機関として、横浜国際港都建設審議会(以下「審議会」という。)を置く。
- 2 審議会は、建設計画については横浜国際港都建設法第 2 条第 2 項に規定する国際的水準に照らし、福祉計画については建設計画の内容に調和するかどうかを基準として調査審議するものとする。
- 3 審議会は、市長の諮問に関連する事項について、市長に意見を述べることができる。

(組織)

第 2 条 審議会の委員は、次の各号に掲げる者のうちから、市長が任命する。

- (1) 学識経験のある者
- (2) 横浜市議会議員
- (3) 公共的団体の職員
- (4) 関係行政機関の職員
- (5) 横浜市職員

(委員の任期)

- 第 3 条 委員の任期は、2 年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 2 委員は、再任されることができる。

(会長)

第 4 条 審議会に、会長を置く。

- 2 会長は、委員の互選によって定める。
- 3 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。
- 4 会長に事故があるとき、または会長が欠けたときは、あらかじめ会長の指名した者が、その職務を代理する。

(部会)

第 5 条 審議会は、必要に応じ部会を置くことができる。

- 2 部会は、会長が指名する委員をもって組織する。
- 3 部会に、部会長を置き、会長が指名する。
- 4 部会長は、部会の事務を掌理する。
- 5 部会長は、必要に応じ 2 以上の合同部会を開催することができる。

(幹事及び書記)

第 6 条 審議会に、幹事及び書記を置く。

- 2 幹事及び書記は、横浜市職員のうちから、市長が任命する。
- 3 幹事は、会長の命を受け、審議会の所掌事務について委員を補佐する。
- 4 書記は、会長の命を受け、審議会の事務に従事する。

(庶務)

第 7 条 審議会の庶務は、都市経営局において処理する。

(委任)

第 8 条 この条例に定めるもののほか、審議会について必要な事項は、規則で定める。

付 則

この条例は、規則で定める日から施行する。

○ 横浜国際港都建設審議会規則

(趣旨)

第 1 条 この規則は、横浜国際港都建設審議会条例(昭和 39 年 6 月横浜市条例第 83 号。以下「条例」という。)第 8 条の規定に基づき、横浜国際港都建設審議会(以下「審議会」という。)について必要な事項を定めるものとする。

(定数)

第 2 条 審議会の委員の数は、80 人以内とする。

(解任)

第 3 条 委員のうち条例第 2 条第 2 号から第 5 号までに規定する者が、その職の地位により任命された場合は、その職の地位を離れたときは、別段の辞令を発しないうで解任されたものとする。

(会議)

第 4 条 審議会は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。

(委任)

第 5 条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営について必要な事項は、会長が審議会にはかって定める。

付 則

この規則は、公布の日から施行する。

付 則(昭和 47 年 10 月規則第 140 号)

この規則は、公布の日から施行する。

横浜国際港都建設審議会の運営について

1 趣 旨

横浜国際港都建設審議会条例（以下「条例」という。）に基づく横浜国際港都建設審議会（以下「審議会」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

2 議事日程

- (1) 審議会の会長（以下「会長」という。）は、審議会の議事日程を定め、あらかじめ審議会の委員（以下「委員」という。）に通知するものとする。ただし、急を要する場合は、この限りではない。
- (2) 会長が必要と認めるとき、又は委員からの発議があったときは、会長は、審議会に諮り、討議を行わないで、議事日程を変更することができる。

3 開会等

- (1) 審議会の開会、閉会、中止等は、会長がこれを宣告する。
- (2) 会長は、質疑及び討論の終結を宣告しようとするときは、審議会に諮り、これを決定するものとする。
- (3) 会長は、採決するときは、その旨を宣告するものとする。

4 会議録

- (1) 審議会は、会議録を作成するときは、次の事項を記録するものとする。
 - ア. 開催日時
 - イ. 開催場所
 - ウ. 出席委員及び欠席委員の氏名
 - エ. 開催形態（公開、一部公開等）
 - オ. 議案に関する議事及び議決の状況
 - カ. 議案及び関係資料
 - キ. その他審議会が必要と認める事項
- (2) 前項の場合において、会議録は、審議経過、結論等が明確となるよう作成し、審議会の会議において確認を得るものとする。ただし、非公開の会議に係る会議録の確認を得る場合、又は次回の会議開催まで1か月以上を要する場合は、各委員への持ち回り又は会長により、確認を得るものとすることができる。

5 会議の公開

- (1) 審議会の会議は、公開とする。
- (2) 審議会の会議の傍聴を希望する者（以下「傍聴希望者」という。）は、事前に事務局まで申し出るものとする。
- (3) 傍聴希望者が定員を超える場合は先着順とする。ただし、審議会が必要と認めるときは、抽選によることができる。
- (4) 傍聴希望者は、会議当日、会場の受付で受付簿に氏名、年齢及び住所を記入し、傍聴券の交付を受けなければならない。

6 会議資料の配付

審議会の会議を公開するときは、会議を傍聴する者（以下「傍聴者」という。）に会議資料を配付する。この場合において、傍聴者に配付する会議資料の範囲は、会長が定める。

7 秩序の維持

- (1) 傍聴者は、会場の指定された場所に着席しなければならない。
- (2) 傍聴者は、会場において、写真撮影、録画、録音等を行ってはならない。ただし、会長が許可した場合は、この限りでない。
- (3) 危険物を持っている者、酒気を帯びている者その他会長が会議の運営に支障があると認める者は、会場に立ち入ってはならない。

8 会場からの退去

会長は、傍聴者が会議の進行を妨害する等会議の運営に支障となる行為をするときは、当該傍聴者に会議の運営に協力するよう求めるものとする。この場合において、会長は、当該傍聴者がこれに従わないときは、会場からの退去を命じることができる。

9 会議の非公開

- (1) 横浜市の保有する情報の公開に関する条例（平成12年2月横浜市条例第1号）第31条ただし書の規定により会議を非公開とするときは、会長は、その旨を宣告するものとする。
- (2) 会長は、委員の発議により会議を非公開とするときは、各委員の意見を求めるものとする。
- (3) 会議を非公開とする場合において、会場に傍聴者等がいるときは、会長は、その指定する者以外の者及び傍聴者を会場から退去させるものとする。

10 その他

その他会議の公開については、「横浜市審議会等の会議の公開に関する要綱」に基づき処理する。

11 部会への準用

「横浜国際港都建設審議会の運営について」は、横浜国際港都建設審議会条例第5条により設置される部会の運営に準用する。この場合において、「審議会」とあるのは「部会」に、「会長」とあるのは「部会長」と読み替えるものとする。



都 経 政 第 号
平成 17 年 6 月 21 日

横浜国際港都建設審議会
会 長 様

横浜市長 中 田 宏

長期ビジョンの策定について（諮問）

現在、我が国では、本格的な少子高齢化、人口減少社会が到来するとともに、社会経済の急速なグローバル化が進行する中で、これまで作り上げてきた社会システムが変化しつつあるなど、社会の大きな転換期に直面しています。横浜市においても、市民生活を取り巻く環境が大きく変化している中で、将来の見通しを立てることが難しくなっており、市民が日々の生活に様々な不安を感じ、希望を持ちにくい状況となっています。

こうした社会全体に閉塞感が漂っている中で、市民が希望を持って生活できる新しい仕組みをつくり上げていくために、長期的な視野に立って将来のあるべき横浜市の姿を議論し、これからの約 20 年間で展望した横浜市の指針となる長期ビジョンを策定することといたしました。

つきましては、横浜国際港都建設審議会条例第 1 条の規定に基づき、長期ビジョンの策定について諮問します。

長期ビジョン策定の考え方(概要)

<第1部 長期ビジョンの策定に向けて>

1 長期ビジョン策定の必要性

本格的な少子高齢化、人口減少社会の到来や社会経済の急速なグローバル化の進行など、市民生活を取り巻く環境が大きく変化しつつある中、市民が希望を持って生活できる新しい仕組みをどのようにつくり上げていくか、課題を共有しながら市民とともに議論する必要があると考えています。

また、平成 21 年に開港 150 周年、市政 120 周年を迎えるにあたり、新しい横浜の魅力や活力を創造し、世界に広く発信していくとともに、次世代の横浜が夢や希望にあふれるまちであるための礎をつくらなければならないと考えます。

そのため、21 世紀最初の四半世紀（概ね 2025 年頃までの約 20 年間）を展望し、将来のあるべき横浜の姿の議論を深めながら、これからの横浜市の指針となる長期ビジョンを市民全体でつくっていきます。

2 基本的な時代認識

(1) 少子高齢化、人口減少社会の到来

横浜市の将来人口推計によると、市の人口は 2020(平成 32)年頃まで緩やかに増加を続け、その後減少に転じるものと見込まれます。ただし、生産や消費など社会経済活動の中心となる生産年齢（15 歳以上 64 歳以下）人口は 2005(平成 17)年をピークに緩やかに減少していくものと見込まれます。

(2) 社会経済のグローバル化の光と影

交通手段の発達や情報通信技術の著しい進歩などにより、様々なビジネスチャンスと個人の活動のステージが広がりつつある一方、企業の国際的競争や市民の雇用・就労構造の不安定化が進むなど、常に競争や変化に対応していかななくてはならない緊張状態の高い社会になっていくものと考えます。

(3) 既存の社会システムの弱体化

結婚しない生き方や結婚しても子どもをもたない夫婦世帯の増加など、家族のあり方が多様化し、世帯の規模が縮小化するなど、家族の結びつきや支えあいの機能も低下してきています。

また、企業の終身雇用制度や年功序列賃金体系が崩れつつあり、非正規雇用が増加するなど従来まで企業が持っていた個人の生活保障の機能も失われつつあります。

このように既存の社会システムが弱体化し、日々の生活や将来への不安が大きい社会となっていくと考えられることから、新しい時代に適応する新たな社会システムへの変革が求められます。

3 策定の進め方

長期ビジョンは市民全体で共有する横浜市の将来像ですので、幅広く市民の意見や提案を募るとともに、市民相互の議論や学識経験者などからなる「横浜国際港都建設審議会」での議論、市会の議論などを行い、それぞれの議論を相互に関連しながら一つのビジョンをつくりあげていきます。

この長期ビジョンの策定に市民が参画することにより、これまで行政が主に担ってきた公共の領域において、多様化する市民ニーズに応えるため、市民が様々な提案を行い、合意を形成しながら実行していくという「公共の創造」とはどうあるべきかを考える契機としたいと考えています。

4 策定プロセス

平成 17 年度に市民意見や横浜国際港都建設審議会による審議・答申などをもとに素案を作成し、パブリックコメントを行ったうえで、平成 18 年度前半に市会での審議（議決）を経て策定する予定です。

<第2部 議論のための素材として>

1 横浜の主な特徴

横浜の将来像を描くため、横浜の持つ強みや弱みなど様々な特性の一例について整理しました。

(1) 活発な市民力と労働力の流出

ボランティアやNPOなど活発な市民活動が行われている一方、東京などに労働力が流出

(2) 高度な技術の集積と既存産業の停滞

機械工業や研究機関など高度な知識・技術が集積している一方、中小企業などにおいては、経営者の高齢化や後継者の確保が難しくなっていることなどにより厳しい経営環境

(3) 交通アクセスの良さと横浜港の国際的競争の激化

横浜港に加え、2009年に国際化が予定されている羽田空港や新幹線、高速道路とのアクセスの良さがある一方、近隣アジア諸国との国際的な競争が激化

(4) 都市の魅力とインフラ整備の弱さ

うるおいのある都市環境とともに、異国情緒ある街並みと先進的な都市空間が併存する個性ある都市空間や景観が魅力となっている一方、渋滞や交通不便地域の存在などインフラ整備の弱さ

2 想定される主な検討課題

今後の議論における論点の参考とするため、検討すべき主な課題を想定しました。

(1) 子育てしやすい社会の仕組みづくり

仕事と子育てを両立できる社会の仕組みや社会全体で子どもを育てていく環境づくりなど

(2) 人材立市に向けた教育・人材育成の充実

豊かな教育内容と国際的視野に立った次世代育成による豊富な人材の輩出

(3) 協働による地域コミュニティの再生

変化する社会に対応するセーフティネットの構築や地域コミュニティの再生、市民が提案し合意を形成しながら実行していく「公共の創造」など

(4) 個性や多様性が尊重され、誰もが希望を持てる社会の実現

将来に希望を見だし、自らの選択で自立した暮らしができる努力しがいのある社会づくり

(5) 循環型・低エネルギー都市の実現

環境に配慮したライフスタイルや企業活動の実現などによる、世界的にモデルとなる循環型低エネルギー都市の実現

(6) 安全で暮らしやすい都市の再整備

少子高齢化や人口減少などの社会の変化にも対応した、居住の場、就業の場、学び遊ぶ場などが身近にバランス良く存在するコンパクトな都市づくり

(7) アジアの中の魅力ある経済・文化拠点都市の確立

さらなる都市の国際競争力の強化と魅力づくりを進め、東アジアの核を担う観光コンベンション都市の確立

長期ビジョンと現行の基本構想等との関係

現行

(昭和48年6月1日議決)

基本構想

- 都市像
- 施策の基本方向

<ゆめはま2010プラン>

(平成5年12月確定) ※国際港都建設審議会

長期ビジョン

<目標年次 2010年>

- 街づくりの理念、目標、施策の方向

(平成6年12月確定) ※国際港都建設審議会

基本計画

<計画期間 1994～2010年>

- 長期的な目標、施策の方向
- 主要な事業の整備水準

<横浜リバイバルプラン>

(平成14年12月確定)

中期政策プラン

<計画期間 2002～2006年度>

- 基本目標、めざすべき都市像、主要事業の事業量目標

(平成15年10月確定)

中期財政ビジョン

<計画期間 2002～2006年度>

- 財政運営の指針、財政目標、具体的取組

(平成15年10月確定)

**新時代行政プラン
アクションプラン**

<計画期間 2002～2006年度>

- 行政運営の基本指針、重点改革項目

今後

長期ビジョン

※国際港都建設審議会の審議・答申を踏まえ市会議決

(21世紀最初の四半世紀(概ね2025年、
現在から約20年間)を展望)

- 都市像
- 施策の基本方向 など

●主要な事業の整備水準
(施設の整備数や事業の達成状況などに係る長期的な目標水準)

計画期間が2002(平成14)年度から2006(平成18)年度までとなっている横浜リバイバルプランについては、最終年度となる2006(平成18)年度に新たな計画を策定します。

なお、新たな計画については、長期ビジョンの都市像や施策の基本方向を踏まえて策定します。

横浜市基本構想

昭和 48 年 6 月 1 日議決

目次

- 1 基本構想の目的
- 2 都市像
 - (1) 総合的機能をもつ国際平和都市
 - (2) 生活環境を中心においた人間環境都市
 - (3) 広域大都市圏の中の中核都市
 - (4) うるおいといこいのある人間性豊かな福祉都市
 - (5) 市民による市民のための市民都市
- 3 施策の基本方向
 - (1) 都市活動を市民全体の立場から考えよう
 - (2) 公害や災害などの危険から市民生活を守ろう
 - (3) 市民生活の利便さと豊かさをつくりあげよう
 - (4) すべての市民が生活に自信をもてるようにしよう
 - (5) 緑を市民の手で育てよう
 - (6) 土地は適正に利用し、市民全体のための土地を確保しよう
 - (7) 都市の骨格となる施設を整備しよう
 - (8) 地域生活圏の核として人口バランスをはかろう
 - (9) 新しい時代に対応した国際色ある横浜をつくろう
 - (10) 科学的に都市問題を解明しよう
 - (11) 自治体の力を強め、広域的な問題は周辺自治体と連携いして解決しよう
 - (12) 市民みんなでよりよい横浜をつくろう

1 基本構想の目的

横浜は、開港以来すでに百有余年、その間震災や戦争などにより、いくたびか災禍を受けはしましたが、これらの困難を克服して、めざましい発展の歩みが続けてきました。そこには、先人の多くの労苦がかくされています。今日の横浜は、営々として積み重ねられた、それらの人々の努力によつて築きあげられてきました。

わたくしたちは、この歴史の上に立ち、さらに急激な都市化の波の中で新しく都市問題をとらえなおし、横浜のあるべき姿についての構想をたてたいと思います。

この基本構想は、今後の情勢に対応しつつ、すべての市民が一体となつて新しい横浜を育ててゆくための目標として設定するものです。

2 都市像

横浜は、文明開化の先進拠点としての貿易港湾都市として出発し、近代工業都市、さらに巨大な大都市圏の中の住宅都市としての性格を加えながら、これら三つの要素を併存しつつ大きく変容してきました。わたくしたちは、そういう中で、過去の良いもの、特色のあるものはこれを積極的に生かし、また、矛盾や問題のあるものはこれを改め、整理しながら、横浜をすぐれた総合的大都市として成長、発展させたいと思います。

このため、次のような都市像をめざして、わたくしたちの横浜を育成してゆきたいと考えます。

(1) 総合的機能をもつ国際平和都市

横浜の特徴は、なんといつても日本の門戸として海外へ大きく開いた目を持ち、その国際性によつて発展を続けてきたことです。ますます世界はひとつになつてゆく情勢の中で、横浜は、さらにその国際性を生かし、文化的に、経済的に、その他あらゆる面で、より広くより深く日本と世界をつなぐ役割を果たすとともに、積極的に世界の平和に貢献します。

また、横浜は、住・商・工・港など多くの機能をもつ大都市です。これらの機能が相互に矛盾することなく調和し、均衡のとれた状態で存立する総合的機能をもつた大都市をめざします。

(2) 生活環境を中心においた人間環境都市

世界の大都市は、いま、さまざまな面で深刻な都市問題に直面しています。それは、人間の生活そのものをも危うくする問題です。横浜は、常に市民生活をこれらの危険から守り、生活環境を中心とする内容の充実した人間環境都市をめざします。

(3) 広域大都市圏の中の中核都市

東京の無秩序なスプロール化は、横浜をおおいつつありますが、一点だけに集中した過大都市を形成するのは好ましくありません。これを適正な範囲でくいとめ、大都市圏を、いくつかの都市圏ブロックに分けた構造にする必要があります。その場合、横浜は、ひとつの都市圏ブロックの中核としての機能を備え、大都市圏の他の中核と相互に有機的な関係をもつことをめざします。

また、東京湾諸港の中での中枢管理機能を高めるとともに、東京湾岸地帯との連けいを強めます。

さらに、各自治体の自主性を相互に尊重しつつ、互いに連合して、広域的な問題の解決をはかります。

(4) うるおいといこいのある人間性豊かな福祉都市

都市は、本来人間の生活を豊かにするものです。横浜は、人間性を尊重し、とりわけ子供や老人を大切にします。そして、すべての人々にとつて、健康で豊かな都市、うるおいといこいのある明るい都市、人間性あふれる福祉都市をめざします。

(5) 市民による市民のための市民都市

近代都市は、市民生活を優先的に考え、市民全体のための計画的行政を行いません。横浜は、政治の中心地や城下町として発展したものではなく、すべて市民の力によつて築かれてきた都市です。

わたくしたちすべての市民は、積極的に参加してこの特質を生かし、市民を主体とした日本の先進的自治体として、生き生きとした市民都市を築きます。

3 施策の基本方向

以上の都市像を実現するために、次のことを施策の基本方向とします。

(1) 都市活動を市民全体の立場から考えよう

企業にせよ、個人にせよ、それぞれが勝手に無秩序な行動をとつたのでは、市民生活に障害をきたし、都市活動は混乱して、市民全体にとって大きなマイナスになります。常に市民全体の立場から考えて、これらに適正な制御を行ない、秩序ある都市活動を守り育てましょう。

(2) 公害や災害などの危険から市民生活を守ろう

大気も水も太陽も、本来市民共有の貴重な財産です。都市には、これをおびやかすさまざまな公害があり、地震や火災による大災害の危険もあります。また、廃棄物、水、交通など多くの都市問題もありますが、これらは、市民の生命や健康をそこなつており、今後ますます深刻化するおそれがあります。これらの危険から市民生活を徹底的に守りぬきましょう。

(3) 市民生活の利便さと豊かさをつくりあげよう

都市は、市民の生活を利便にし、豊かにするためのあらゆる試みを行ないうる場です。

上下水道、公園緑地、教育、文化、保健、福祉施設などについて、量的な充実はもちろん、質的にも特色ある豊かさをもつことができるように努めるとともに、快適な住宅の充足をめざしましょう。

また、過度の車利用を制限して、公衆輸送機関や歩行者道路を充実するなど、交通体系を自動車優先から人間中心につくりかえましょう。

(4) すべての市民が生活に自信をもてるようにしよう

都市は、いろいろな人々が同時に共存していることにひとつの意味があります。次の時代をになう子供たちや社会をささえてきた老人たちを特に大切にしましょう。そして、心身障害者やその他の困っている人々の立場をあたたかい目で正しく理解し、人間として尊重されるような環境をつくり、すべての市民が生活に自信と生きがいをもつてゆけるように努めましょう。

(5) 緑を市民の手で育てよう

人間生活に、緑は欠くことのできないものです。市民の貴重な財産である自然や緑を市民全体の責任で守り育てましょう。そして、わたくしたちの生活のまわりに緑をふやしましょう。家のまわりにも、窓辺にも、屋上にも、市民の手で緑をふやしましょう。

(6) 土地は適正に利用し、市民全体のための土地を確保しよう

土地は、市民生活と市民活動の基盤です。無秩序な土地利用や開発をふせぎ、商工業も農林業も一般の住居と調和のとれている土地利用をはかり、また、横浜の特徴である水際線は、できるだけ市民に開放しましょう。そして、市民の共通の財産として、公園、道路、広場、学校などに使う公共用地などを、将来の新しい需要をも考えながら、市民全体のためにできるだけ確保しましょう。

(7) 都市の骨格となる施設を整備しよう

大都市として、どうしても欠くことのできない鉄道、道路、河川その他の骨組みとなる施設は、都市全体を考えて整備しましょう。しかし、これに伴って起こる無秩序な市街化、スプロールその他種々の障害は、極力排除するよう努めましょう。

(8) 地域生活圏の核として人口バランスをはかる

横浜も大都市圏ブロックの中核として、ひとつの地域生活圏を構成するようにしましょう。

このため、均衡のとれた都市機能をもち、職住近接をはかり、昼夜間の人口のバランスを保つようにして、このバランスをくずすような人口増加は抑制しましょう。

(9) 新しい時代に対応した国際色ある横浜をつくろう

横浜は、東京の近くにありながら、東京とは異なつた個性をもつ大都市です。横浜のシンボルとしての海と港の特色を生かし、貿易、流通、人の交流及び情報の中核機能などの面で、横浜らしい国際的な業務活動と国際的な文化活動の中心の場として都心を整備しましょう。

また、都市は、常にやすむことなく変容し、発展してゆきます。古き良きものは残しつつも、新しい時代に応じた都市の改造や近代的な商工業の形成その他必要な対応策を行ない、その中で時代の要請する新しい要素を加え、特色のある美しい町をつくりましょう。

(10) 科学的に都市問題を解明しよう

都市問題は、むずかしいことがますます多くなりますが、これは横浜のみならず、日本の各都市、世界の各都市共通のなやみです。横浜は、これらを科学的に解明し、都市問題の解決にあたって、先進的な役割を果たすように努めましょう。

(11) 自治体の力を強め、広域的な問題は周辺自治体と連携して解決しよう

市民生活と市民活動を守るのは、住民自治の原則に基づく自治体です。自治の本旨にしたがつて、市民の手によつて自治体の力を強めましょう。

また、公害、交通、水など一都市の範囲をこえた広域的な問題は、周辺都市とともに各自治体の自主性を尊重した連携によつて解決してゆきましょう。

(12) 市民みんなでよりよい横浜をつくろう

都市は、ひとりのものでなく、みんなのものです。市民ひとりひとりの力が、あすの横浜をつくりあげ、だれでも住みたくなる町を実現するのです。都市は、みんなの参加によつてつくる共同作品です。自治体も、企業も、そして市民ひとりひとりが、よりよい横浜を守り、築いてゆく努力をしましょう。

横浜市基本構想(昭和48年議決)の振り返り

都市像(1) 総合的機能を持つ国際平和都市

<当時の主な課題>

- 港のイメージのみに依存することのない国際文化の形成が課題となっていた。
- 都心部や住工混在地域の工場の移転や都市型工業への転換など、工業機能の再編成が求められていた。
- 横浜港における港湾管理機能の強化、施設の整備と近代化、流通革命等への対処が必要となっていた。

<主な取組み>

- 国際協力や国際交流の事業を積極的に実施することで世界の平和と発展に貢献し、ピースメッセンジャー都市としての役割も果たす。
- 海外姉妹・友好都市をはじめとした海外諸都市との連携強化や市民主体の国際交流活動の機会拡大。
- 国際機関の誘致やコンベンション施設の整備、ワールドカップなど国際的イベントを開催。
- 文化施設(図書館、美術館、ホール等)の整備を推進。
- 金沢地先埋立地における工業団地の整備により工場を移転。
- 人口増加などを背景とした商業、サービス産業の振興。
- エレクトロニクスなど先端技術産業の企業集積を促進。
- 本牧・大黒のコンテナふ頭を増強するとともに、南本牧ふ頭の埋め立て事業を推進し大水深バースを整備。
- 質の高い港湾サービスの提供やトータルコストの低減など、横浜港の国際競争力を強化。

都市像(2) 生活環境を中心においた人間環境都市

<当時の主な課題>

- 高度経済成長期以降、臨海部に巨大な工業地帯をかかえ、人口急増やそれに伴う自動車台数の増加など、急速な都市化が進行し、大気汚染や水質汚濁、光化学スモッグなどの環境問題が深刻化していた。
- 人口急増、高度経済成長を背景とした大量生産・大量消費・大量廃棄型の社会・経済活動が進む中で、廃棄物の量が増大し、粗大ごみ、廃プラスチックなど質が多様化するといったごみ問題が深刻化するとともに、水需要の増加に伴う新規水源の確保や水需要の抑制が課題となっていた。
- 横浜港から都心部への物流交通や臨海部の工業地帯からの交通量の増大、さらに市民の自家用車の増加などに伴い、道路交通の混雑が激化するとともに交通事故や排気ガスや騒音、振動などが深刻化していた。

<主な取組み>

- 事業者との公害防止協定の締結や事業者への規制・指導など産業公害対策を推進。
- 災害に強いまちづくりに向けた河川改修や遊水地、雨水幹線等の整備、及び雨水貯留・浸透を推進。下水道普及率の向上。
- 低公害車の普及促進や公共交通機関の充実など交通環境対策を推進。
- ごみの全量処理に向けた焼却工場の建設・機能更新や埋立処分地を確保。
- 宮が瀬ダムの建設や節水型社会の啓発を推進。
- 焼却処理、埋立処分を中心とした取り組みから転換し、ごみの減量・リサイクルを推進する「横浜G30プラン」を、市民・事業者・行政が協働して推進することで、ごみ排出量が大幅に減少。
- 都市計画道路や高速道路の整備、生活道路の拡幅・改良や交差点改良、歩道の設置などを推進。
- バス路線の拡充やバスターミナルの整備など公共交通機関を整備。

都市像(3) 広域大都市圏の中の中核都市

<当時の主な課題>

- 都心部における戦後の接収に伴う商業・経済機能の衰退や、郊外部を中心とした人口の急増などにより、東京依存型の経済となっていたため、土地利用の適正誘導などによる住・商・工・港の均整のとれた発展と、幹線交通網の整備による都市の体質強化が課題となっていた。
- 高度経済成長の進展に伴う環境問題などの広域的な課題への対応について、近隣都市との連携が求められていた。

<主な取組み>

- 市街化区域の拡大と市街化調整区域の開発を抑制するとともに、戦略的事業としての6大プロジェクト(都心部強化、金沢地先埋立、港北ニュータウン、高速鉄道、高速道路、ベイブリッジ)や鉄道主要駅を中心にした都市拠点の整備を推進。
- ディーゼル車規制や青少年健全育成など、広域的課題に対して近隣自治体との連携による取組みを推進。

都市像(4) うるおいといこいのある人間性豊かな福祉都市

<当時の主な課題>

- 人口急増等に伴う医療施設や社会福祉施設の不足の解消、在宅支援の充実、道路・駅など公共施設の改善等の総合的施策による開かれた福祉の推進が課題となっていた。また、衛生環境の向上により、赤痢等の伝染病に関するリスクが低減する中、生活習慣病、難病、精神障害という新たな課題への対応が求められた。
- 急激な人口増に伴う児童・生徒数の激増により、小中学校の整備が急務となっており、これに要する学校用地の取得が課題となるとともに、新しい教育内容・方法の開発などによる教育内容の充実が課題となっていた。
- 市民の学習意欲が高まり、社会教育活動への参加の要望が強まる中で、市民があらゆる機会と場所に参加できるよう、施設の整備、機会の充実、自主的な組織づくりが課題となっていた。
- 急激な都市化・人口増加を背景に、宅地開発や道路、学校などの生活基盤の整備が進んだことに伴い、緑の確保や公園の整備などが求められていた。

<主な取組み>

- 保育所、地域ケアプラザ、障害者地域活動ホーム、特別養護老人ホームなど社会福祉施設の整備を推進するとともに、公立病院の増床や民営による地域中核病院の整備、政策的医療や24時間365日救急医療体制を整備。
- 学校用地の計画的買収と宅地開発要綱等に基づく開発事業者の負担・協力等により、小・中学校の建設を推進するとともに、図書館や地区センター等の住民活動の施設整備や環境づくりを推進。
- 「緑の環境をつくり育てる条例」の制定、「緑の基本計画」の策定、公園の整備、緑化の推進、樹林地・農地の保全等による、緑の保全と創造の計画的な推進や、「水環境計画」「水環境マスタープラン」の策定、水路・川・海の水質改善等による水辺環境整備の推進。

都市像(5) 市民による市民のための市民都市

<当時の主な課題>

- 急激な都市化により地域の連帯感が希薄化する一方で、共通の利害に基づく住民運動が多発する中で、行政から市民への情報公開や、市政への市民参加、市民要望の市政への反映の仕組みづくりが課題となっていた。

<主な取組み>

- 市民の要望を速やかに市政へ反映させるため、パブリックコメント制度や市民の声事業など、広聴制度を整備するとともに、区民会議など市民相互の対話と討論の場を形成。
- 横浜コード、市民活動推進条例、協働推進の基本指針など、市民との協働の理念や進め方について整理するとともに、推進する制度を整備し、市民との協働を前提とした事業を推進。

＜参考＞横浜市における主な指標の推移

項目・指標	1970年 (昭和45年)	1975年 (昭和50年)	1980年 (昭和55年)	1985年 (昭和60年)	1990年 (平成2年)	1995年 (平成7年)	2000年 (平成12年)	2002年 (平成14年)
人口関係								
人口	2,238,264人	2,621,771人	2,773,674人	2,992,926人	3,220,331人	3,307,136人	3,426,651人	3,559,867人 (H17.1.1)
構成	23.7%	25.3%	24.0%	21.0%	17.1%	14.9%	13.9%	13.7%
0～14歳	71.8%	69.6%	69.6%	71.7%	73.7%	74.0%	71.9%	69.8%
15～64歳	4.5%	5.1%	6.2%	7.3%	8.6%	11.0%	13.9%	16.3%
65歳以上	91.7%	90.6%	90.6%	89.6%	88.7%	89.7%	90.5%	-
昼夜間人口比率	643,262世帯	796,463世帯	925,282世帯	1,027,090世帯	1,170,032世帯	1,261,330世帯	1,370,346世帯	1,489,727世帯 (H17.1.1)
外国人登録者数	20,648人	20,979人	20,619人	24,079人	38,603人	46,723人	56,167人	63,827人
経済・産業関係								
市内総生産	2兆 394億円	3兆 4,349億円	5兆 6,603億円	7兆 4,987億円	11兆 490億円	12兆 3,903億円	12兆 9,743億円	12兆 5,218億円
経済成長率(名目)	-	5.2%	15.1%	6.6%	11.0%	0.7%	2.8%	-0.5%
経済成長率(実質)	-	-1.9%	6.8%	4.3%	7.2%	1.0%	3.8%	0.2%
就従比率	84.6%	81.5%	82.0%	80.7%	79.8%	81.9%	82.8%	-
年間製造品出荷額等	2兆 1,264億円	3兆 4,512億円	5兆 4,678億円	6兆 734億円	6兆 3,125億円	5兆 4,484億円	5兆 3,130億円	4兆 252億円
年間商品販売額	S45 1兆 6,298億円	S51 4兆 1,544億円	S54 5兆 3,704億円	S60 8兆 227億円	H3 12兆 6,404億円	H6 11兆 3,914億円	H9 11兆 4,559億円	H14 9兆 6,774億円
年間延観光客数	-	-	1,211万人	1,607万人	2,602万人	2,972万人	3,382万人	3,454万人
福祉・保健・医療関係								
認可保育所数	95か所	147か所	212か所	228か所	228か所	223か所	236か所	258か所
定員	7,986人	12,696人	18,716人	20,412人	20,143人	20,068人	22,312人	24,125人
生活保護世帯	7,787世帯	12,509世帯	14,277世帯	16,536世帯	13,930世帯	17,806世帯	24,884世帯	29,368世帯
地域ケアプラザ	-	-	-	-	-	21か所	72か所	93か所
障害者地域活動ホーム	-	-	-	11か所	18か所	23か所	25か所	28か所
特別養護老人ホーム	2か所	5か所	8か所	16か所	25か所	36か所	56か所	65か所
定員	130人	440人	640人	1,300人	2,150人	3,160人	4,822人	5,784人
病院病床数	15,680床	17,446床	18,751床	21,534床	26,032床	27,716床	27,434床	28,068床

項目・指標	1970年 (昭和45年)	1975年 (昭和50年)	1980年 (昭和55年)	1985年 (昭和60年)	1990年 (平成2年)	1995年 (平成7年)	2000年 (平成12年)	2002年 (平成14年)
防災関係								
消防署、消防出張所	49か所	64か所	72か所	86か所	90か所	95か所	98か所	98か所
消防団員数	7,176人	7,234人	7,117人	7,372人	7,508人	7,637人	8,239人	8,185人
家庭防災員数	2,826人	20,220人	45,360人	70,360人	95,360人	120,360人	145,360人	157,785人
教育関係								
小学校(うち市立)	186校(175校)	246校(235校)	304校(289校)	332校(318校)	341校(330校)	352校(341校)	359校(348校)	363校(352校)
中学校(うち市立)	97校(68校)	112校(84校)	142校(111校)	166校(134校)	174校(143校)	177校(145校)	177校(145校)	177校(145校)
高校(市うち市立)	60校(10校)	67校(10校)	86校(10校)	95校(10校)	99校(10校)	101校(10校)	102校(10校)	104校(12校)
大学(うち市立)	7校(1校)	7校(1校)	7校(1校)	7校(1校)	10校(1校)	9校(1校)	9校(1校)	9校(1校)
地区センター	-	3館	14館	25館	39館	54館	69館	75館
公園・緑地関係								
都市公園面積	-	400ha	531ha	706ha	1,016ha	1,274ha	1,424ha	1,573ha
緑被率	-	45.4%	40.3%(S57)	36.0%(S63)	33.4%(H4)	32.3%(H9)	31.2%(H13)	-
緑のオープンスペース	-	-	-	-	13.0%(H5)	13.3%	14.4%	14.7%
供給・処理関係								
ごみ量(収集搬入量)	70万t	81万t	99万t	109万t	147万t	150万t	166万t	164万t
水道一日あたり最大給水量	115万m ³	135万m ³	133m ³	145万m ³	157万m ³	153万m ³	151万m ³	143万m ³
水洗化普及率	17%	27%	43%	65%	89%	97%	99.5%	99.6%
交通関係								
市営高速鉄道営業路線	-	5.2km	11.5km	20.5km	22.1km	33.0km	40.4km	40.4km
市営バス営業路線	393km	418km	442km	490km	527km	548km	560km	566km
自動車台数	30.2万台	51.0万台	68.5万台	91.3万台	123.3万台	138.5万台	143.7万台	145.8万台
財政関係								
一般会計歳入決算額	1,077億円	2,877億円	5,578億円	7,561億円	1兆992億円	1兆4,511億円	1兆3,830億円	1兆3,381億円
市税	501億円	1,350億円	2,805億円	4,347億円	6,173億円	7,103億円	6,888億円	6,784億円
一般会計歳出決算額	1,031億円	2,827億円	5,429億円	7,494億円	1兆797億円	1兆4,400億円	1兆3,708億円	1兆3,243億円
一般会計市債残高	371億円	1,426億円	3,059億円	5,441億円	8,463億円	1兆5,413億円	2兆1,705億円	2兆2,263億円
全会計市債残高	1,676億円	5,015億円	1兆96億円	1兆8,056億円	2兆6,167億円	4兆1,249億円	4兆9,348億円	5兆59億円

※数値は原則として年度末の数値

＜参考＞横浜市内の主な動き

主な動き	
1970年 (昭和45年)	市民ホール完成/市街化調整区域を決定/横浜駅東口開発計画決定/根岸線(磯子～洋光台)開通
1971年 (昭和46年)	金沢地区埋立工事着工/根岸湾8地区埋立
1972年 (昭和47年)	5大戦争宣言(ゴミ、道路交通、環境破壊、水資源、公共用地)/市電、トrolleyバス廃止/横浜市営地下鉄(伊勢佐木長者町～上大岡)開通
1973年 (昭和48年)	横浜市基本構想議決/上海と友好都市になる/根岸線全線開通/緑の環境をつくり育てる条例制定
1974年 (昭和49年)	旭区区民会議(初の区民会議)/港北ニュータウン基本計画決定/保土ヶ谷バイパス全線開通/金沢地先1号埋立完成
1975年 (昭和50年)	金沢地先2号埋立/扇島埋立完成
1976年 (昭和51年)	相鉄いずみ野線(二俣川～いずみ野)開通/横浜市営地下鉄(横浜～伊勢佐木長者町、上大岡～上永谷)開通
1977年 (昭和52年)	コンスタンツァと姉妹都市になる/Noxの総量規制実施(市独自)
1978年 (昭和53年)	大通公園開園/横浜スタジアム完成/首都高速三ツ沢線全線供用
1979年 (昭和54年)	開港120周年、市制90周年/区制10周年(港南・旭・緑・瀬谷)
1980年 (昭和55年)	横浜市環境影響評価指導指針制定
1981年 (昭和56年)	都心臨海部総合計画基本計画発表/横浜横須賀道路横浜市域全線供用/横浜市救急医療センター開設/全区に休日急患診療所開設終了
1982年 (昭和57年)	国連アジア太平洋都市会議開催/本牧の横浜海浜住宅地区等の米軍3施設返還/金沢自然公園一部開園
1983年 (昭和58年)	六都市合同防災訓練をみたとみらい21で実施/横浜市民防災センター開設/金沢産業振興センター完成/済生会横浜市南部病院<中核病院>開院
1984年 (昭和59年)	先端産業誘致に市独自の助成制度開始/首都高速横羽線(横浜ランプ～新山下間)使用開始
1985年 (昭和60年)	横浜市営地下鉄(新横浜～横浜、上永谷～舞岡間)開通
1986年 (昭和61年)	戸塚区分区(栄区、泉区誕生16区)/人形の家・横浜港シンボルタワー・市民文化会館関内ホール・技能文化会館完成/国際熱帯木材機関(ITTO)誘致
1987年 (昭和62年)	「自動車公害防止計画」発表(全国で先駆的)/国土法の監視区域を市内全域100㎡に引き下げる/横浜市営地下鉄(舞岡～戸塚間)開通/CITYNET(アジア太平洋都市間協力ネットワーク)設立/聖マリアンナ医科大学横浜市西部病院<中核病院>開院/横浜市総合リハビリテーションセンター開設
1988年 (昭和63年)	横浜美術館完成/情報公開制度開始/みなとみらい21街づくり基本協定締結
1989年 (平成元年)	市政100周年・開港130周年横浜博覧会開幕/新交通システム金沢シーサイドライン開業/首都高速横羽線全線、大黒線供用開始/ベイブリッジとスカイウォークが開通/横浜アリーナ完成/白山ハイテクパーク完成

主な動き

1990年	(平成2年)	バルセロナ&ヨコハマシクリエーション展の開催/粗大ゴミ申告制個別収集の開始/テクノウェイブ100の完成/いずみ野線(いずみ野～いずみ中央)開通
1991年	(平成3年)	ピースメッセセンター都市会議の開催/横浜横須賀道路金沢支線の開通/大黒町インダストリアルパークの完成/パシフィック横浜(ホテル・展示場・会議センター)の完成/みなとみらいふかり棧橋完成/横浜市北東部中核施設横浜労災病院(中核病院)開院
1992年	(平成4年)	シティネット事務局の開設/横浜市廃棄物条例の施行/大黒ふ頭C3コンテナターミナル完成(国内最大級)/障害者スポーツ文化センター横浜フラポール開設/総合保健医療センター開設
1993年	(平成5年)	ランドマークタワーの完成/横浜市業務核都市基本構想の承認/横浜市営地下鉄(新横浜～あざみ野)開通/横浜八景島、横浜八景島シーパラダイス完成/南本牧廃棄物最終処分場の稼働/横浜港流通センター完成/横浜市廃棄物等減量化・資源化及び適正処理に関する条例施行
1994年	(平成6年)	青葉区、都筑区誕生(市内18区に)/横浜港のFAZ指定/横浜ポートサイト再開発ビルの完成/国立横浜国際会議場の完成/首都高速湾岸線・鶴見つばさ橋の開通/横浜金沢ハイツセンター完成
1995年	(平成7年)	横浜市歴史博物館完成/岳・びん分別収集を全市で実施/横浜市環境の保全および創造に関する基本条例の施行/第三京浜都筑インターの完成
1996年	(平成8年)	新・横浜スカイビルにYCAT(横浜シティエターミナル)が移転/横浜能楽堂完成/横浜ベイスайдマリナーナの完成/防災情報システムの稼働/港北ニュータウン土地区画整理事業の完了/上大岡再開発ビルの完成/WFP日本事務所オープン/横浜市空き缶等及び吸い殻等の散乱の防止に関する条例施行
1997年	(平成9年)	事業系ごみ全量有料化・粗大ごみの有料化/みなとみらいウイーンズスクエアの完成/横浜みなとみらいホール完成/福祉のまちづくり条例の施行/高密度強震計ネットワークシステムの稼働/保土ヶ谷バイパス横浜町田インター改築/国連食糧農業機関(FAO)日本事務所オープン
1998年	(平成10年)	駅まで15分交通体系整備5か年計画発表/震災対策条例施行/環状2号線の全面開通/横浜国際総合競技場・横浜国際プール完成/横浜生活あんしんセンター開設
1999年	(平成11年)	住環境保全条例施行/環状3号線南側区間完成/よこはま動物園(ズーラシア)一部開園/横浜市営地下鉄(戸塚～湘南台)開通/いずみ野線(いずみ中央～湘南台)開通/ワールドポートターミナル完成/ナビオス横浜完成/横浜ワールドビジネスサポートセンター設置/精神障害者生活支援センター開設/脳血管医療センター開院
2000年	(平成12年)	市大センター病院(市民総合医療センター)開院/市民活動推進条例施行/市の保有する情報の公開に関する条例施行/情報文化センター完成/理化学研究所「横浜研究所」完成
2001年	(平成13年)	横浜にぎわい座完成/横浜トリエンナーレ開催/緊急危機管理対策会議の設置/首都高速湾岸線5期供用/環状2号線全線供用/南本牧ふ頭供用/昭和大学横浜市北部病院(中核病院)開院/宮が瀬ダム運用開始/よこはま待合ホストライン開設
2002年	(平成14年)	ペットボトル分別収集を全市で実施/サッカーW杯決勝戦・知的障害者サッカー世界選手権大会・パンパシフィック水泳選手権大会開催/横浜市後見的支援を要する障害者支援条例施行/市民活動共同オフィス完成/青少年交流センター開館/赤レンガ倉庫再整備・山下臨港線プログラム完成/横浜港大さん橋国際客船ターミナル完成/JICA横浜開館/区福祉保健センターの設置/こころの健康相談センター開設
2003年	(平成15年)	上海市との友好都市提携30周年を記念して友好交流事業に係る協定書に調印/横浜G30行動宣言発表/パブリックコメント制度を導入/横浜都市発展記念館・横浜ユースアジア文化館開館/一般廃棄物処理基本計画「横浜G30プラン」策定/ごみの分別収集品目拡大モデル事業を開始
2004年	(平成16年)	京浜港(横浜港・東京港)が「スーパースター」に指定/地下室マンション条例施行/横浜市危機管理指針策定/みなとみらい線開通/本牧ジャンクション改築/分別収集品目拡大事業の6区先行実施/協働事業提案制度の創設/企業立地促進条例制定
2005年	(平成17年)	分別収集品目拡大を全市で実施/横浜市立みなと赤十字病院開院/横浜市環境教育基本方針制定/環状2号線屏風ヶ浦バイパス供用

横浜国際港都建設審議会の審議の進め方

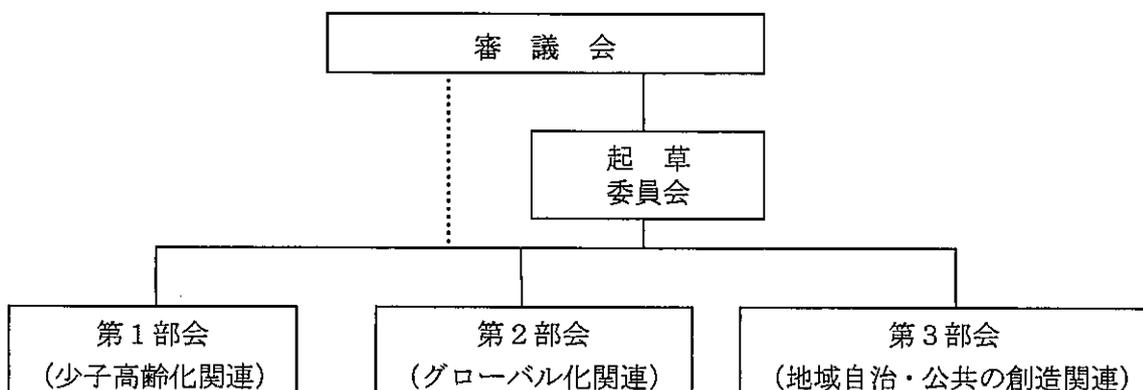
1 審議内容

横浜国際港都建設審議会条例に基づき、長期ビジョンの策定について審議します。

2 審議の基本的な進め方

横浜国際港都建設審議会に、第1部会（少子高齢化関連）、第2部会（グローバル化関連）、第3部会（地域自治・公共の創造関連）及び起草委員会を設置します。

【組織図】



横浜国際港都建設審議会(部会)における審議分担

部会	主な審議事項	<参考>21世紀ビジョン (経済財政諮問会議)
第1部会 (少子高齢化関連)	<p>少子高齢化の進行や人口減少社会の到来に向け、</p> <ul style="list-style-type: none"> ○子育てや青少年などに対する社会的支援 ○高齢者や障害者などが安心して生活できる福祉 ○患者本位の医療や健康づくり ○多様な働き方や就業支援、キャリア教育 ○基礎学力や人間力の向上など生涯を通じた教育 <p>などの視点から、横浜が目指すべき社会の姿を描き、そのための施策の方向を検討します。</p> <p>※少子高齢社会における都市整備は第2部会、地域コミュニティの再生や地域の支えあいの仕組みづくりについては第3部会で主に審議します。</p>	<p><目指すべき将来像> 「時持ち」が楽しむ「健康寿命80歳」</p> <p><採るべき具体的行動></p> <ol style="list-style-type: none"> ①健康で生き生きとした生活を実現する ②多様な個人の選択を支援する ③安心安全を確立する(治安・格差・子育て) ④地域社会を再生する
第2部会 (グローバル化関連)	<p>社会経済のグローバル化が急速に進行する中で、</p> <ul style="list-style-type: none"> ○目指すべき横浜の産業構造 ○東アジアを中心とした国際的な都市間競争と交流 ○文化・芸術を中心とした創造性ある街づくりや魅力ある都市景観の形成 ○地球規模の環境問題への取組みと身近な自然環境を活かしたまちづくり ○都市機能の強化や都市基盤整備 <p>などの視点から、横浜が目指すべき都市の姿を描き、そのための施策の方向を検討します。</p> <p>※社会経済がグローバル化する中での、雇用や就労のあり方、キャリア教育などについては第1部会で主に審議します。</p>	<p><目指すべき将来像> 開かれた文化創造国家</p> <p><採るべき具体的行動></p> <ol style="list-style-type: none"> ①人間力を高める教育を築く ②知的基盤を確立し、イノベーションを広げる ③財・人・資本の円滑な流れを確保する(東アジア・外国人労働者・農業) ④地球規模の課題解決において主導的な役割を果たす ⑤効果的な対外戦略のための体制を整備する
第3部会 (地域自治・公共の創造関連)	<p>少子高齢化や社会経済のグローバル化が急速に進行し、市民生活において不安感や緊張感が高まっている中で、</p> <ul style="list-style-type: none"> ○家族や地域、企業、行政の役割分担 ○地域における支えあいの仕組みなど地域コミュニティの再生 ○防犯、防災など地域の支えあいによる安全・安心なまちづくり ○市民に身近な区役所の役割や広域的課題に対する県、近隣市町村との連携 ○効率的な行政運営と持続可能な財政 <p>などの視点から、横浜を支える個人、団体、企業、行政のあるべき姿を描き、そのための施策の方向を検討します。</p> <p>※犯罪や災害に強いまちをつくるための都市整備については、第2部会で主に審議します。</p>	<p><目指すべき将来像> 豊かな「公」・小さな官</p> <p><採るべき具体的行動></p> <ol style="list-style-type: none"> ①小さく効率的な政府を実現する ②社会保障制度の持続可能性を高める ③地域主権を確立する ④社会的な価値が創造される環境を整備する ⑤リスクをチャンスにつなげる金融を実現する ⑥法意識醸成するとともにルール(法)の実効性を確保する

起草委員会	各部会の審議を総合調整し、長期ビジョンの素案となる答申を作成します。
-------	------------------------------------

審議スケジュール

平成17年	総会	部会	起草委員会
6月21日	第1回総会 ・会長等の選出 ・諮問 ・部会等の設置	第1回部会 ・横浜市の現状 ・部会審議の進め方と論点整理	
7月		第2回部会 ・目指すべき姿とその実現に向けた施策の方向について議論	
8月			第1回委員会 ・部会審議の総合調整
9月		第3回部会 ・目指すべき姿とその実現に向けた施策の方向について議論 ・中間取りまとめ	
10月	第2回総会 ・部会審議の状況報告 ・全体調整 ・取りまとめの方向		第2回委員会 ・答申案の方向確認 ・答申案の作成
11月		第4回部会 ・市民提案について報告 ・市民提案を踏まえ答申案検討	第3回委員会 ・答申案修正
12月	第3回総会 ・答申案審議 ・答申		

長期ビジョン素案 答申・公表

パブリックコメント期間(18年1月～3月頃)
(市が実施)

長期ビジョン原案 策定・公表(18年4月頃)

市会(議決)

長期ビジョン 確定・公表(18年5月頃)

総会日程について

今後の総会日程につきましては、次の案で検討しております。詳細が確定しましたら、別途ご連絡いたしますので、よろしくお願いいたします。

<第2回総会>

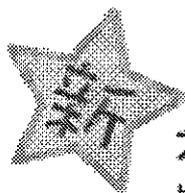
- (A案) 平成17年10月 3日 (月) 午後2時～
- (B案) 平成17年10月 4日 (火) 午後2時～
- (C案) 平成17年10月 5日 (水) 午後2時～

<第3回総会>

- (A案) 平成17年12月 1日 (木) 午後2時～
- (B案) 平成17年12月 5日 (月) 午後2時～
- (C案) 平成17年12月 6日 (火) 午後2時～

(事務局) 横浜市都市経営局政策課 近野・田中
電話 045-671-2010

横浜



未来構想!

これからの20年
～みんなで描く長期ビジョン～

<http://www.city.yokohama.jp/me/keiei/seisaku/vision/>